

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成26年 3 月 13 日（木曜日）

厚生文教委員会

平成26年3月13日（木曜日）午後1時30分 開会

本日の委員会に付した事件

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1 健康医療部、市民福祉部、教育委員会、市民病院 | |
| 第29号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第30号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第31号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第32号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第33号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	菊地勝昭		
委員	浅尾洋平	小野田直美	鈴木達雄	鈴木眞澄	
副議長	丸山隆弘				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

健康医療部、市民福祉部、教育委員会、市民病院の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長	村田道博	議事調査課長	中島 勝	書記	伊田成行
--------	------	--------	------	----	------

開 会 午後 1 時 30 分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、12日の本会議において本委員会に付託されました第29号議案から第33号議案までの5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第29号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 この印鑑登録を受けているものが、疾患、その他やむを得ないというふうに述べられておりますけれども、どのようなことを想定されておられるのか。お願いします。

○中西宏彰委員長 林市民保険課参事。

○林 治雄市民保険課参事 疾病、その他やむを得ない理由ということですが、それにつきましては、病気ですとか、入院中、また自宅で寝たきりなどということで、直接窓口に来られない、来ることができない方を想定しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第29号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案 新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 該当するものというところに、知的障害の方とあるんですが、障害福祉サービスの事業が、おおよそどのような内容かお聞きしたいと思います。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 今のところの想定では、障害福祉サービスの中の生活介護事業、それから地域生活支援事業の中にあります地域活動支援センター事業を想定しております。このほかに今回、指定管理の期限が切れるということで、指定管理者の公募を予定しておりますので、その公募のときの、その各法人からの提案を生かせるような形で、会館を有効活用できるようなことを想定しております。

以上です。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

よくわかりました。

あと、うつ病とか統合失調症などの精神障害の方々が入っていないと思うんですが、そういったサービスとかは、今後、新城では考えていくという方向は、検討とかというのはありますでしょうか。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 4条の1号の中にあります、障害福祉サービス受給者証の交付を受けたものというようなところの、そこに精神障害の方も含まれておりますので、3障害、今、自立支援法、それから今、総合支援法になっておりますが、その流れの中では、今、障害の知的だとか精神だとか身体だとかという分け隔てがなく、障害者というような形で総合支援という形になっておりますので、

精神障害者の方を区分しているわけではございません。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。
鈴木委員。

○鈴木達雄委員 まずは一つ、西部福祉会館ですが、高齢者関連の事業は全く行わないことになるのかどうか、それから、老人デイサービス事業への影響は、市全体の影響はどうか。それを伺います。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 西部福祉会館におきましては、今、生活老人デイサービスを行っております。

そのほかに、在宅介護支援センターの事業も行っておりますが、市全体を見比べると、老人デイサービスの事業のほうは、充足しております。数値的にも、現在のところ新城地区だけの数字ではありますが、率として76.1%の利用となっておりますが、これが西部福祉会館を除いた場合でも、82.2%です。

このほかに、まだ南部地区にろくじゅというのが平成26年1月15日に開所したばかりです。こちらのほうの数値も入っておりませんし、日吉デイサービス、また、そのほか新城の福祉会館のデイサービス等も大変利用率が低いものとなっておりますので、そちらのほうの特に民間の方々の施設の利用率を上げるというようなところも検討し、また、障害福祉サービスのほうは、非常に資源等が不足しておりますので、そちらを充足させる意味で、西部のほうを障害者のほうの重点施設として位置付けて、今後は展開をしていきたいというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 その障害福祉サービスなんですけども、この西部で福祉会館でその事業を始めることによって、今、充足ということもありますけれども、その障害福祉サービスの市内の充足度、それから体制としての充足

度というのでしょうか、そういったものというのは、どれだけになっていくんでしょうか。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 生活介護事業につきましては、市内に1事業所、新城福祉会館が行っていますレインボーハウスが実施していただいておりますが、そちらのほうで定員に対して利用のほうは、123.4%という高い利用率になっております。このほかにも、今、西部福祉会館で行っております、地域活動支援センター、こちらのほうも実際には生活介護に準じた、大変重い方々を受け入れていただいているというような実状がございます。

まだ、在宅で家族が支援しているという方々も複数お見えになるということから、生活介護は非常に足りてないというところが、ここ数年来の地域の課題でありました。

また、市外のほうの生活介護の利用状況であります。現在のところ施設入所と併せた生活介護の利用というのが、52名ほどお見えになりますが、これは従来からの施設入所の方々であります。市内からの通所というのは5名ほど市外にお見えになりますが、このうち3名ほどはグループホームを使って、市外で生活をされているというような方々でございますので、実際のところ、市内の実利用としては、今、レインボーハウスで35名の方が利用されておりますが、レインボーハウスの定員としては、1日受けられるのは24名というようなそういうような状況があります。

以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それをレインボーハウスで、賄いきれないというか、対応できない部分については、今回の西部で何とかできそうなどということなんですか。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 20名定員というふうに想定しておりますので、その中においては、十分吸収しうる、また、新たな利用者の掘り

起こし等も、今後考えて想定されますので、しばらくの間は、西部を有効活用することによって、障害者の生活介護が充足されるというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 この事業所の、西部の事業所の体制というか、何人体制ぐらいでやられるのか。

それから、施行が27年4月ということですが、そこに移るまでの手順といいたいでしょうか、そういったものはどのように考えられているのか。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 施行までの手順ということではありますが、この4月1日から東三河の社会福祉法人を対象に指定管理の公募を行っていきたくと思います。平成27年3月31日に西部福祉会館の指定管理が切れるものですから、それに伴いまして、指定管理の公募を4月1日から行いまして、できましたら9月の議会に指定管理の、その指定管理者を決定していただきたいと思っております。

なぜ、9月に行うかといいますと、受けていただく法人さんのその体制、そちらの体制整備のために、半年間ほど、準備期間が必要であるということが、前回の寿楽荘の指定管理を行ったときに、あまりにも準備期間が短くて、なかなか人員体制がそろわなく苦慮したというような案件がございましたので、想定として9月の議会での承認をお願いしたいと思っております。

そういうことから、踏まえますとやはりこの3月でその方向性を見出しまして、公募の手続きを踏んで、承認をいただいて、4月1日から切り替えていきたいというふうに想定しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第30号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案 新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市立幼稚園保育料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第31号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第32号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第32号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第33号議案 新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 二つあります。

一つは、今まで、このように、教育・スポーツ・文化振興のための基金は設置されていなかったのかどうかというのが一つ目。

二つ目といたしまして、いわゆるこの基金というのは、オーエスジーより1,000万円の寄附があつて、それをもとにスポーツとか、そういう文化事業に使っていく、そのために毎年、積み立てをしていこうというような考えでいいんでしょうか。

○中西宏彰委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 まず、第1点目の今までであったのかどうかという点でございますけど、今まではございませんでした。

2点目でございますけど、今回、オーエスジーが75周年事業ということの中で、新城市に対して1,000万円の寄附金がありまして、こちらを有意義にどうやって使ったらいいのかという部分で、例えば備品を買ってしまうとかじゃなくて、広く市民の方が恩恵を受

けられるような形にするにはどうしたらいいかということを検討したところ、基金という形で、その1,000万円を原資にして積み立てていくということでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 今のお答えで、ほぼわかったわけですが、寄附された方の意向が、この教育・スポーツ・文化振興事業の基金に使ってくださいというようなことは特にはなくて、何にでも使ってもよかったと、けども市としてこういうふうな使い方が基金としての使い方がいいだろうということで、この基金を設置する提案にいたったというようなことでよろしいですか。

○中西宏彰委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 そのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 すみません、ちょっと今の答弁を修正させて下さい。オーエスジーからの1,000万円の寄附分につきましては、この今回の条例で上げさせていただきましたこの基金の使途というか、目的、教育・スポーツ・文化振興のために使っていただきたいということで、寄附をいただいたものでありますので、寄附者の意思に沿った形で使わせていただくということで、この基金をつくるということでございます。

○中西宏彰委員長 菊地副委員長。

○菊地勝昭副委員長 30の2で、最も確実かつ有利な有価証券にというようなこと書いてありますが、市としてはどのようなもので、これを運用するのか、また、その運用の責任者は誰が当たるのかということをお聞きします。

○中西宏彰委員長 夏目部長。

○夏目道弘教育部長 基金をどういうふうな、1,000万円というお金ですので、それをどう

いうふうに運用していくのかということですが、運用に当たっては、会計管理者が行うこととなります。これは、この基金に限らず、市が持っている全ての基金につきましては、会計管理者がその資金運用の責任を負っておるといような形ですが、今までの例を見ますと、その定期預金というんですかね、が多いと聞いております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 この1,000万円という金額なんですけど、教育・スポーツ・文化振興という非常に幅広い中で使っていくということなんですけど、例えば一つのイベントをすると1,000万円という金額は、結構すぐに使ってしまう、そういうときに、これどうやって分配というか、割り振りしていくんでしょうか。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 特に、現時点でどんな事業にどれだけを使おうという予定というか、そういったものは現段階では全くございません。

先ほど、スポーツ課長が説明をいたしましたように、こういった教育・スポーツ・文化振興のために使っていただきたいということで、寄附をいただきました。年度末も間近に迫っていたものですから、通常は、よくあるケースは、何か備品を買ってそれでおしまいだとかというようなことがあるんですが、それではなかなか寄附をしていただいた方の趣旨にしっかりと沿えないであろう。

それから、1,000万円は相当大きいお金ですので、年度末の駆け込み使用ということも、また、あまりよろしくないであろうということで、この基金を今回提案をさせていただきますと、基金に積みば次年度以降も、これは予算計上は可能になりますので、そういった形で幅広く使っていきたいというふうに考え

ております。

ですので、何かすごく大きなお金が必要があった、そういったところにどんと使ってしまうという可能性も無きにしもあらずなんですけど、今のところ、私どもでは、なるべく広く満遍なく有効な活用をしていきたいなという考えを持っているところです。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第33号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第33号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後1時50分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを

証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰